

ミヤケの史的位罫

門 脇 禎 二

〔要約〕

ミヤケと云えば屯倉のみを考えがちであるが、本来的な姿としては、屯田・屯倉・官家の三形態が定立さるべきである。これらは形態の違いのみでなく、歴史的な成立事情と、その担った史的意義を異にしている。こうした視角から考察してゆくと、屯田は大和の部族連合国家の主権＝天皇の地位の、屯倉は国家的支配の、官家は對外支配の軍事的な基礎として、統一的な奴隸制支配に道をひらいている。けれどもこうした過程は同時に階級支配の矛盾を激化し、五世紀末―六世紀初いらい、對外支配の礎造、多くの国内の叛乱などを招来したが、蘇我氏の吉備地方における屯倉経営いらい一般的な支配形態として、そのまま律令制的支配体系のびていった。かくてミヤケは大化改新において、律令制的支配体系のなかに揚棄されていったのである。従来のミヤケ論は主として類型論・構造論的に考察されてきたのであるが、これを政治過程において発展的にとらえようとするのが本稿の目的であつた。

一

ミヤケと云えば、ふつう屯倉を想い起すであらう（従来のミヤケ研究はこれを主な対象にしてきた）。しかし、ミヤケという日本古語にはいろんな漢字が宛てられている。

すなわち屯倉（垂仁紀以下）、屯家（記仲哀段）、官家（神功紀以下）、三宅（仁徳紀以下）、屯宅（安徳紀以下）、弥

移居（欽明紀以下）、御宅（播磨風土記志深里条、中川里条以下）、三家（同多陀里条下）、正倉（出雲風土紀以下）、そしてミヤケに附屬する田としてのミタには、屯田（垂仁紀以下）、官田（田令）、御田（正倉院文書）、御宅田（内裏式、貞観式卷第十）などの字があてられているのである。このことは、ミヤケという日本古語に、記録乃至文書の執筆者が漢字を適宜宛当したことに共に、ミヤケじたいの歴

史的变化を示している。ミヤケを漢字で表現する場合のこの多様性は、決して無意味ではないのである。

いまミヤケをせまく屯倉に限らず、資料に則してみてゆけば、ミヤケの諸形態は、典型的には(1)屯田(2)屯倉(3)官家の三つに定立できる。この場合、ミヤケをたんに倉庫のみでなく、それをめぐる社会的諸関係をも含めて考えていることはいうまでもない。以下の叙述において一般にはミヤケと表現し、漢字の表現をとる場合には、とくにその歴史的内容を意識しているのは、叙上の配慮にもとづくのである。

二

天皇氏は、おそらく、南大和・南河内あたりを本貫としたのであろうが、氏族共同体の段階にあつたと考えられる土民(ツチガモ・クズなど)らとたたかい、かれらを征服して、磯城郡主・十市郡主・春日郡主らの祖先たちとともに大和地方を中心とする最初の国家をつくりあげた。この国家が部族連合国家であつたことは、古代史の新らしい定

説である。この新しい国家を構成した族長たちがふまえていた共同体の内部においては、土地占有の主体としての世帯共同体が生まれ、かつ共同体内部の分業が、家内奴隷をふくむ家父長制の萌芽を生みつつあつたことは間違いないであろう。この部族連合国家の中心的地位を天皇氏が獲得したのは、その天皇の記事から次第に歴史的眞実性をもち、実年代は三世紀前半に当ることに諸説の一致しているハツクニシラスメラミコト(御肇国天皇)、すなわち崇神天皇の頃からであろう。この国家を代表する天皇の地位は、部族会議を経て決定される擁立的なものであつたろうとされるように、多分に共同体的關係に規制されていたと思われる。けれどもこの新しい国家的集團が、同時に新しい国家権力として動き始めたことを看逃すわけにはいかない。崇神紀から次の垂仁紀にかけては、従来の個々の族長や共同体の力を以てしては、その可能性を考えることができない池溝開発の記事が多くなつてゐることと明らかである。したがつて、この国家的集團の中核に、従来とは異なる新しい力が生まれつゝ、あつたことが考えられる。

この大和の部族連合国家の国家機構はよく分らないのであるが、大和には屯田があつた。それは「勅旨すらく、凡そ倭の屯田は、毎に御宇帝皇之屯田なり、其れ帝皇之子と雖も、御宇に非んば掌ることを得ざれ^①」と云われるように、倭の屯田はミヨシロシメスメラミコトの地位に結合したものであつた。それは特定の具体的な人間の所有にかゝるものではなく、この社会から發生し外見上この社会の上に立つて、階級的矛盾を最初の国家的「秩序」の埒内に拘束すべき權威としての、スメラミコト（＝天皇）の地位の直接の基礎となるものであつた。この大和の屯田を、すべて完全に復原することは不可能であるが、天平二年の大倭正税帳によると、倭屯田は十市郡や城下郡に散在していたらしいことが分る。したがつて、磯城県主・十市県主の先祖などの支配圏のなかに、倭の屯田が散在していたことは、この地方の有力族長であり、且つ大和連合政權の主要構成者となつた族長たちが、自分の支配圏のうちから、もつとも大切な生産手段としての土地、それも良田を、連合政權の政治的代表者としての天皇の地位の經濟的基礎に割いた

ものではなかつたであらうか。この屯田は、次節に述べるように、四世紀中葉から五世紀中葉にかけて大和の部族連合国家が飛躍的な發展をとげた時には、すでに屯田司^②がおかれていたから、やがて制度化されていつたのであらう。

この屯田の耕作形態は、律令制下の官田のなかに遺つたが、そこでは二町毎に有力家族に一頭づつ配置せられた牛耕が行われたという。牛耕は古墳時代後期からやや一般化した^③が、これはその一例を示すものであらう。耕作の主要労働力は附近から徭丁が徴發せられた^④。しかもその徭役は、営料稻も農民の負担であり、獲稻は年ごとの出来高に応じて可能なかぎり無制限に官倉に收納して、農民にはなほだしい負担を与えたいらしい。この官田の徭役労働が、現地の監督者として一年交替の下級官人が当る屯田司の監督をうける^⑤このような古代的奴隸制的性格であつたことをはつきり認識しておくことが大切であらう。しかし官倉―屯田からの收穫稻を収めるこの倉庫による收納形式は、はじめて生れたものではない。すでに古墳時代に入つてからは、倉庫埴輪の例は多い^⑥。さらに倉庫は、弥生式土器・銅鐸・

家屋紋鏡の図様^⑧に、あるいは文献史料にも載せられている。このように倉庫は、この時代の發生にかかるものではなく、西暦一世紀前後の住居遺蹟とされる登呂遺跡には、水田地域とは別に住居地区の西方の森林地帯の中に、すでに倉庫址らしいものの存在さえ報告せられている^⑨。したがつて、これらの倉庫の性格は、共同体員の必要生産物を貯蔵しかこれらの共有にかかる倉庫という段階に属するより、多分に族長の所有にかかわるものであつたと考えられる。ミヤケは、本来的には皇室の稲を収納した倉庫とされるのであるが、それは皇室というより国家的権威の基礎であり、さらに屯田の稲を収納する官倉が、このような諸共同体のそれ以前からの貯蔵形式をうけついでいることがまづ注意されるのである。けれどもここではそうした形式をうけつぎながらも、この倉庫が国家権力の基礎としての史的意義が附与されていることが忘れられてはならないであらう。すなわち、この屯田には倉庫をめぐつて、すでに明確な奴隸制的な支配・被支配の關係が打ち出されてきていることが看過されてはならないのである。

① 天皇氏の本質についてはまだ定説はないが、墓陵の分布や、神代紀の物語などから、このように考えられるのではないかと思つている。

② 藤間生大氏「日本古代国家」

井上光貞氏「古代天皇制の諸問題」（思想三三六号）八七頁

③ 同 前 ④ 仁徳即位前紀

⑤ 大日本古文書一の四〇二—四〇六

⑥ 仁徳即位前紀に、屯田司出雲淤宇宿弥の名があがつている。

⑦ 森本六爾氏「日本農耕文化の起源」二七七—二七八頁。

⑧ 田令、置官田条および役丁条

⑨ 類聚国史一五九・元慶五年二月八日条。これによつて官田の古代的經營法の崩壊が知られる。したがつて、これから逆推すれば、このような古代的經營法がわかる。

⑩ 田令、役丁条および同条集解釈説・古記説

⑪ 官田の徭役労働については、すでに井上光貞氏も指摘しておられる（『日本古代史の諸問題』五〇頁）。しかしその徭役労働が封建社会のそれと異なる古代的性格にまで及ばれなかつたことは遺憾であつた。

⑫ 小林行雄氏の御教示による。

⑬ 大和唐古出土の弥生式土器破片（京大蔵）伝讃岐出土の銅鐸、大和佐味田宝塚出土の家屋文鏡をその一例とする。

⑭ 松本清氏「日本倉庫史」三頁

⑮ 大場盤雄氏「古代農村の復原」五四—五五頁

⑩ これは親日本紀一〇述義、倭訓栞前編三〇、古事記伝二六など、いろいろ現在にいたる通説である。

三

前節でみたように、すでに奴隸制国家への確かな道をひらいた大和の部族連合国家の施策において、三世紀後半いらいきわめて特徴的になつてくるのは、大和・河内の池溝開発である。仮えば大和の荻坂池・反折池（高市郡？）狭城池（添下郡常福寺村）、迹見池（添下郡池内村）、坂手池（磯城郡川東村）、劔池（高市郡石川村）、輕池（同郡大歌留村）、鹿垣池（同郡飛鳥村）、廐坂池（同郡廐坂）、河内の狭山池（丹南郡狭山村）、依綱池（住吉郡依綱村）、高石池（和泉国大鳥郡）、茅渟池（和泉国日根郡）などの池の名が、崇神紀から応神紀にかけてみえている。それは人々が、自然的諸条件に多大の制約をうけて原始農業を営み、あるいはたかだか谷頭水田^⑪といったかたちで順応していた段階からぬけ出して、より積極的に水田耕作のために自然への斗いと克服の道に歩み込んだことを物語っている。灌漑技術の末発達なこの時代において、こうした事業がはじ

められたことには、大規模な人的労働力の動員を必要としたであろう。それが、つぎつぎとおし進められている事實は、従来の狭隘な共同体の枠をうちやぶつていく連合国家を構成した族長たちの指導的な力を感じさせる。こうした時期に「屯倉を興す」といつたかたちで、屯倉に関する史料が初見してくるのは無意味ではなからう。倉庫による生産物の貯蔵形式が、先述したようにそれ以前からのものをうけついでいたとすれば、こうした表現の裏には、従来の共同体の内部からの自然的なものと異り、新らたな国家体制のための倉庫を設置する動きの出できたらしいことが考えられる。屯田にみたよりは、はるかに積極的な、国家の経済的基礎をうち出してゆこうとする政治的社會への動きの息吹きが感ぜられるのである。

こうした動きは急テンポであつた。四世紀後半から五世紀の時期になると、大和連合政權は、池溝開発とならんで、さらに河内平野の干拓にのりだしている。「横源を決りて海に通し、逆流を塞ぎて、以て田宅を全う」^⑫するために「宮北の郊原を掘りて、南の水を引き、以て西の海に入」^⑬れ

「北の河の撈を防がむとして、以て茨田堤を築」^⑤。こうとするこの計画は、現在で云えば茨田町から大和川横谷にわたる広大な開発計画である。この大規模な計画は、依綱池の近くに依綱屯倉があつたこと、茅渟池の近くに、茅渟山屯倉があつたことなどからみて、屯倉の耕地を開拓しようとしたものであつたことは間違いないと思う。この事業が、現地の諸族長を通して、附近の共同体成員を大規模に徴発し、さらに凡らくかれらの進んだ灌漑技術を期待したのであろうが多数の帰化人をも徴用して押し進められた。山麓の扇状地地帯から低地に対して次第に進出分布していた諸共同体は、族長を先頭として新しい耕地を求めてこの事業に参加したのであろう。

こうして当地方の狭隘な生活圏をもつていたにすぎない諸聚落は、耕作の新らしい原野として河内平野を眼前にもつことになつた。けれども、この広大な平野は、すぐにかれらの自由に委ねられた自然の原野ではなかつた。志紀屯倉の稲を確保するためには高向堤が造られていたこと、^③茨田堤の完成によつて、その翌々年には茨田屯倉がたてられた^④

ように、そこにはやがて、つぎつぎと大和国家の屯倉がたてられた。河内平野には、初期の屯倉が濃厚な密度を以て分布している。難波屯倉（大阪市旧高津宮地）、茅渟山屯倉（泉南郡山 町）、子代屯倉（大阪市西成区）、竹村屯倉（三島郡三宅村）、茨田屯倉（北河内郡茨田町）、三宅郷（北河内郡枚方市）、桜井屯倉（中河内郡三宅村）、大宅郷（中河内郡孔舎衙）、大戸屯倉（中河内郡大戸村）、三宅郷（中河内郡高安村）、依羅屯倉（中河内郡三宅村）、新家屯倉（旧志貴郡内）、志紀屯倉（志紀村）等がそれである。こうして河内平野に大和国家の屯倉が広汎に設置されてくると、当地方の諸共同体は、すでにこうした政治的環境と無関係ではありえない。まず諸共同体の族長たちは、依羅連（依綱屯倉）・狭山連（狭山屯倉）大戸首（大戸屯倉）^⑩・桜井田部連（桜井屯倉）のように、「屯倉之税」を管掌するものとして、大和国家の権力機構につらなつてゆくのである。このことは、反面において、かれらの共同体における地位を、明確な階級的支配者に決定づけるものであつた。大和国家の西方の門戸として、今またその経済的

基礎として、河内平野は重要な意義をもつわけである。大伴氏はこの地方に勢力を伸ばしたが、仁徳朝末期から履中朝にかけて物部伊呂公を大連として次第に擡頭してきた物部氏は、それよりもさらに当時方の族長層の、こうした動きを土台にしたらしい。河内に本貫をもつ依羅朝臣・依羅連・多芸宿禰・多芸連・匠璽宿禰・志陀連・中原宿禰・射國連・飛鳥連などは何れも物部氏と同族關係にあつたが、この地方は六世紀末まで当地方の支配者であつた物部氏の基盤であつた。物部氏は、蘇我氏と比べられる場合、大伴氏と同様に古い性格においてとらえられるが、以下にのべる当地方の生産關係をみれば、大伴氏と物部氏の段階的ニュアンスは明確に峻別されねばならない。そして政界における大伴氏と物部氏の交替の背後には、河内平野を舞台とする激しい斗いもその一因となつたのではあるまいか。けれども、支配階級を析出した反面には、当地方の諸共同体の共同体成員は逆にその階級支配の下積にされていつた。ことにこれらの屯倉の田を恒常的に耕す部民（部曲）ができてきた。畿内及びその周辺地域では諸戸籍殘簡・計

帳等から推すに、辺境のように村落全体が部民になること——例えば下総大島郷のように——は、ごく稀であつたのではないかと考えられる。それはこの地方が、大和国家の中心的位置にあつて、国家形成期の激しい歴史過程の舞台になつたために階級の分化、すなわち家父長制家族の成長が相対的に進んでいたのであらう。たしかに、村落内部における家父長制の成長のために、階級分化が進行したところでは、土地占有を根幹として相対的に強い独立性を獲得した家父長制家族を部民としてとらえることはできないのであつて、そうした家族に對抗しえない共同体内部の劣弱家族が田部にされていつたと思われる。けれども、当地方の屯倉の耕作には、恒常的に屯倉の田を耕作した部曲とは別に、農繁期である春秋二季には、近在の族長が臨時の徭丁を出した。これは鋤丁と呼ばれた。当地方に濃厚な密度を以て散在する屯倉の田の耕作は、農繁期には部民だけでは不足したのであらう。屯倉の田は、条里制の地割とはほんらい無關係であり（補説参照）、現在の田図^⑧から推考できるように零細な田圃の集積であつたから、平常は従前

通りの農業生産力の低位性と農業経営の粗放性による共同体の剰余労働力でこと足りたのであろう。したがって、この徴発は、まだ従前の共同体的諸關係を破壊するほどのものではなかつた。だが、それにしても、鰲丁といつた支配形態の意義を過小視することはできないのであつて、このような形で、当地方の農民全体に人身支配の方式は次第に広くおおいかにふさつていつている。ことにそれが「郡ごとの鰲丁」^⑤といつたかたちで、次第に広汎に豪族乃至族長に強制徴用として課せられていつていることは見逃せない。この人身の直接的な支配と把握である徭役労働が、決定的に大和国家の奴隸制的支配と、諸共同体の分業の發展にともなう階級分化に道をひらいていることは注意しなければならぬと思う。

この時期の多くの築堤造池溝の記事は、河内平野のみならず、開発が、道路河川にそつて大和東北部・山背南部の方向にも押しすすめられたことを語っている。^⑥この事實の背後には、これらの地域が自然的に恵まれた前代からの聚落立地を踏襲し乍ら、一方にまた叙上のような政治的社会的

背景が生み出されていたことが考えられるのである。この変化をもたらした力は、いま述べてきたように、これらの地方の諸共同体が、自然的統一体としての山城川、大和川を繞る灌漑事業に媒介せられ、そこに設置される屯倉をめぐつて大和政権に奴隸制的に統一せられていつたところに生まれている。そして、屯倉は、諸族長の結合的統一体である最高の土地所有者——国家という集団それ自体の諸費用、すなわち奴隸制的支配の形成という政治過程、次節にのべる對外關係にみる戦争、崇神・垂仁紀にみる国家的祖神の祭祀等々の費用を支弁するための役割を担わせられている。大和の部族連合国家は、まさにアジア的なデイスボイズムへ急激に飛躍しつつあつたのである。

ミヤケと條里制の起源 屯倉経営と条里制の起源とが、相關々係にあるという説がある。^⑦けれども私は、この説に対しては極めて懐疑的である。

本節で述べたように河内平野や山城盆地などの低地帯の開発地城でも、条里遺構は、中央低地に見られる山麓に近き部分や盆地

周辺部に認められるに過ぎない。^⑩さらに天平七年の讃岐国山田郡弘福寺領田図や、天平勝宝八歳の摂津国水無瀬絵図によると、倉庫は屋や百姓家と別に、倉庫令の規定に則つて井戸の近く又は高地に建てられており、殊に前者にみる三宅田は、条里とは無關係に、耕地の自然的形態を反映している。律令制下に遺つたミヤケとしての、出雲風土記にみえる多くの正倉についてもこのことは云えるのであつて、ミヤケ(屯倉)と条里制の關係はまだこの時期においては高く評價できない。

長地形地割の支配的なわが国有数の条里制遺構の中にある近江国野州郡の三宅部落は、野州川旧河道の自然堤防上に發達した聚落であり、他の条里制村落と比較すると、条里制に先行する形態をとどめている。あるいは、地方豪族所営の屯倉として、紀、播磨風土記の双方に比較的豊富な記事を遺す播磨国美藝郡志深(縮見)屯倉は現在の兵庫県美藝郡志深村に当る。この地は先行性河川である志深川に沿つて、丘陵性山脈の間に介在する東西約一里の細長い地城であるが、こうした景観からいつても亦各部落の地籍図にも条里制の痕跡は全くない。末期弥生式土器や土師器を多くですが実際に踏査した印象から云つて、縮見屯倉は当地方の小豪族の支配していた田荘の屯倉化したものとして、前述の近江野

州郡の三宅と全く對蹠的ではあるが、原始的な屯倉の姿をよくうかがうに足る。

- ① 古島敏雄氏「日本農業技術史」上巻、七六―七七頁、また谷頭水田については、主に近藤義郎君の教示をえた。
- ② 垂仁紀二七年年条、景行紀五七年年条
- ③ 仁德紀一一年四月条
- ④ ⑤ 仁德紀一一年一〇月条
- ⑥ 藤岡謙二郎氏「地理と古代文化」一四―一七頁
- ⑦ 佐吉神社神代記事(神祇金書三の六五一頁)
- ⑧ 仁德紀一一年冬一〇月条
- ⑨ 竹内理三氏「条里制の起源」(日本歴史二三号九頁) および前掲佐吉神社代記事による。
- ⑩ 栗田寛「新撰姓氏錄考証」の一〇四二頁・一〇六一頁・四九四頁
- ⑪ 安閑紀二年九月条
- ⑫ 新撰姓氏錄
- ⑬ 荒陵寺縁起(続群書類從二七輯下)
- ⑭ 鋤丁は、農業共同体がそのまま屯倉耕作民とされたものから、人格的把握による田部への過渡的形態とか(渡部義通氏「古代社会の構造」四九―五〇頁)、あるいは田部と社会的範疇を異にしない屯田耕作民などとされている(井上光貞氏「日本古代史の諸問題」四六―五〇頁)。鋤丁の資料は安閑紀一〇月条と一二月条に「每郡鋤丁」として二例だけである。而もともに河

内平野に關することであるから、これは本論にみたように、当地域に特殊的な存在した屯倉の耕作民であつた。それも平常の耕作をした田部が、春秋二季に労働力が不足すると補足的に徴發された農民たちであつたと思う。

⑮ 天平七年讃岐山田郡弘福寺領田圖（大日本古文書七の四七—四九・集古図）

⑯ 註⑭

⑰ 藤岡氏、前掲書、第四章第三節

⑱ 矢島榮一氏「古代史に於けるミヤケの意義」（歴史学研究六の一）

⑲ 竹内理三氏「条里制の起源」（日本歴史二三の一）

⑳ 藤岡氏、前掲書一六五頁

㉑ 「凡そ倉は皆高く慘しき處に置け、側に池渠を開き、倉を去ること五〇丈の内には、館舎を置くことをえざれ」

㉒ 米倉二郎氏「律令時代初期の村落」（京大地理論叢第二輯）

㉓ 谷岡武雄氏「古代村落に於ける条里制の諸問題」（立命館五十年記念論叢文學篇）

四

これまで述べてきたように日本がすでに統一的な国家権力を伸ばしつゝあつたとき、南鮮はまだ部族国家の段階にあつた。日本は南鮮に進出し、とくに弁韓諸族を支配してゐた。

この日本・百濟の同盟、すなわち日本の南鮮支配の現地における根拠地となつたものは加羅の多沙津（胆津江沿岸）におかれていた官家であつた。この任那官家が、どのような体制を以て、半島支配に當つていたかは必ずしも明らかでない。しかし後のことになるが、四七二年（雄略一六年）に高句麗長寿王に潰滅的打撃をうけた任那官家が、のちに再興が計られた時の百濟聖明王の獻策の一に、官家の機構を推し得る手掛りがある。それは「ひそかに聞くに、新羅・安羅兩國の境には大江水（洛東江——引用者注）ありて要害之地なり、吾れ此に抛りて六城を修繕せんと欲す、謹んで天皇に三千の兵士を請い、城ごとに五百を充て、我が兵士に并せて、作田してわずらわしむることなければ、久礼山之五城は庶く自ら兵を投じて降りしたがはん……（下略）……」（傍点引用者）というのである。すなわち、任那官家の管轄地域における重要地には城があり、その城に駐屯する兵士たちは、平時には農耕をやつていたことがわかる。官家は、こうした自給自足の体制をそなえた軍事的前進根拠地を管轄する出先官庁であつた。この官家の性格をさら

に明らかにするために、ここてさらに進んで考えておいた方が便利かと思われる。この官家の実態は、後述する磐井の乱後に建てられた那津官家にうけつがれ、防人制度の中によく遺つた。那津は現在の博多湾であり、防人所管の太宰府はすぐその南方におかれたが、この太宰府の防人正の職掌は「防人の名帳・戎具・及び食料田の事」^③であつた。そしてその食料田は「凡そ防人防に在りては守国の外に、各々附人の多少を量りて当処の附近に於いて空閑地を給え、水陸の宜しき所を逐い斟酌して管轄せよ、併して雑菜は以て防人の食に供せよ」^④とある通り、防人も平時は食料田の耕作に従事して自給生活を行つていたのであるが。それは先述した任那官家と何ら異なるものではない。

つまり、国家権力を背景にしたこのような軍事的体制、これが官家であつた。国家的権力によつて、諸地域の共同体から引き抜かれた人員を以て構成されたこの軍隊は、それじしん奴隸制的組織である。兵士達が生産する生産物のかれらへの分配は、その生命の再生産に対する必要量を超えるものではありえない。生産労働と「最も原始的な労働」

としての戦争に対する生命の危険。官家における兵士達は、この二つのものを強制され搾取されていたのである。

けれども高句麗族が楽浪郡（三二三年）ついで带方郡（四世紀半ば）をうち破つて、中国の権力を半島から駆逐し、朝鮮諸族の自主的發展が可能になると、南鮮では百済が馬韓を、新羅が辰韓を統一して、日本と対抗することになつた。もつとも百済は、長期にわたる中国の支配のために族長的秩序と結合はくずれ、部族を母体にして團結することは困難であり、名望ある「扶余」の王族、または王族と称するものを王家として、異種族の力によつて馬韓を統一していったために、終始日本と密接な同盟を結ばざるをえなかつたが、新羅は遅れた体制ながら強固な團結をもつて反撃の中心にたつた。しかもこの頃になつて、とくにデイスボディズムの成長をめぐつて、国内支配階級内部の紛争が起きてくると、朝鮮支配は、国内の政治問題と鋭敏に反応しあつた。日本から現地に派遣される官人は、云わば政權からの締出し、あるいは左遷のような意味があつたらしい。吉備下道臣前津屋の事件ののち、吉備田狭が任那国司にされたのは、

それを語っている。^④ことに新羅を先頭とした民族的結集が強くなると韓人にとつて、異民族である日本人による極端な奴隸制的支配は耐えがたい桎梏であつたにちがいない。日本の官家経営は行詰つた。朝鮮民族の反撃は、はげしく遂には大伴談や紀綱前来自連は戦死したりして犠牲は大きかつた。吉備がやがて叛乱を起し、大伴金村も消極策に傾き、五十二年には任那四県を、現地にあつた穗積臣押山とともに割譲したのもそんなとろに原因があつたのではなからうか。こうした一般的な傾向のもとに雄略天皇の悪評や、伊勢の朝日郎の叛乱なども出現の可能性を考えることができる。

このように官家を考察してきて想起するのは、これが余りにも曹魏の屯田に似ていることである。^⑤この屯田制は中国古代帝国の朝鮮支配によつて、朝鮮にも導入されていたが、以上にみてきた日本の官家が、これらの屯田と全く同じ体制であることを考えれば、日本は朝鮮との接触によつてこうした体制をしつたと思われる。

こうした体制は激しい斗いと動揺に充ちてくる当時の国

内事情に対しても、極めて重要適切な役割を担うものであつて、先述した那津官家にもみた通り、次第に国内にも導入されたい。その場合、応神朝に帰化した百濟人（川辺里の三人、夜代等の祖父たち）が、「其の俗に随いて城を造つてここに居す」とあるようなかたちで、国内にも次第に一部に伝来されていたと考えることができるであろう。これらの官家は六世紀の初頭にはすでに、大和政権の手で諸国に「蕃屏」としておかれ、大和政権の国内支配の方式に、とり入れられるに至るのである。その監督は国造、伴造、県主等の大和政権に連る地方豪族に委ねられたが、それは官司制の形成とともに、地方官衙となつていつたようである。そして七世紀になると「官司処々々屯田」といわれたようにその附屬田を屯田というようになつたらしい。大和政権の奴隸制的支配の進展に伴う地方豪族の階層的支配は支配階級間の対立をはげしくしていたから、現実には、軍事力と政治権力を分ちがなくなつてきていたからであらう。その律令制下への遺制を官田や泉官御田や越前国足羽郡の御田に確認することができるのである。

- ① 欽明紀五年一月条
- ② 職員令
- ③ 軍防令
- ④ 旗田魏氏「朝鮮史」三二頁
- ⑤ 雄略紀七年条
- ⑥ 雄略紀九年条
- ⑦ 繼体紀六年条
- ⑧ 雄略紀二年条「天下誹り誇りて云く、はなはだ悪くまします天皇なり」とある。
- ⑨ 雄略紀一七年条
- ⑩ 井上晃氏「曹魏の屯田に就て」（史綱一六冊）
- ⑪ 林光澈氏「朝鮮歴史読本」八九頁
- ⑫ 播磨風土記、多陀里余
- ⑬ 繼体紀六年条
- ⑭ 孝徳紀大化二年二月条
- ⑮ 田令、置官田条集解
- ⑯ 大日本古文書 二の七八頁
- ⑰ 大日本古文書 五の五五三—五五四頁

五

以上のようにみくると、ミヤケは従来いわれるようにたんに皇室の経済的基礎として、諸豪族の田庄と対置され

るようなものでなく、古代国家の統一過程における国家的な経済的軍事的基礎であつた。すなわち本来的には、屯田は国家主権の直接的基礎とせられ、屯倉は国内の奴隸制的支配の基礎を、官家は対外軍事基地の役割を果たしたと云える。けれども、前節までの叙述において、不十分ながら特に留意してきたように、これらのミヤケの諸形態が、相互に無関係にあつたのではない。屯田は屯倉にみた奴隸制的支配への道を拓き、そうした力で進出した朝鮮支配においては、逆に中国の軍屯的支配の方式をうけいれている。これらのミヤケの諸形態は相互に関連しながら展開している。けれども考えてみれば、古代貴族がその階級的帰結として国家の形成過程に入りながら、奴隸制への道を拓いたミヤケに叙上のような多様な形態をもたらしたものは、共同的諸関係の広汎な存在による制約であつたと云うことができるであらう。したがつてミヤケという支配の形態が五世紀後半から六世紀にかけて、国内における対立矛盾の激化にともなつて、次第にその機能を重複し錯雑してくることの基礎には、共同的諸関係の崩壊し家父長制家族の

生長という一般的な事実が顕著になつてゐることを看過するわけにはいかないのであらう。前節に述べた最初の大和政権に対する大規模な叛乱の舞台になつた吉備地方の考古学的所見についてみれば、六世紀いらいの家父長制家族の生長は広汎であり、この事実は畿内にも通ずるものであるといふ。^①

こうした情勢のなかで、大和政権はさらに朝鮮遠征を強行しようとしたが、ここにより深刻な磐井の叛乱に直面せざるをえなかつたのである。いまこの叛乱を詳述する余祐はないが、吉備の叛乱と比べると、吉備の叛乱は大和の中央権力を奪取しようとした点で、磐井の叛乱は北九州に独自の政治権力を樹立しようとした点で、それぞれニュアンスはあるが、大和政権の階級的支配が朝鮮経略のために、かれらの支配圏に過重な負担を強制し、かえつて新羅と通じさせた点においては共通している。これは大和國家の階級支配の矛盾によつてあらわれた政策の礎造であつた。これは大和政権内部にも深刻な動揺、すなわち継体、欽明朝の内乱^②をひき起した程の事件であつた。ここに古代國家の統一過程は一度つまづいたが、すでに統一國家への道は

ひらかれてゐた。諸族長の統一は伴氏氏が政権からしめ出され、物部氏と並んで、蘇我氏が進出の機をつかむことによつて、さらに一歩前進した。

かくて大和政権は朝鮮経営の消極化、国内支配の充実というふうな政策転換を行つたために、ミヤケをめぐる欽明朝以後の大和政権の支配様式はあらたな展開をはじめた。六世紀の初期から中期にかけて急激にミヤケの拡大設置

——屯倉の拡大設置^③と那津官家の設置^④——がみられる。この場合、さらに贖罪という形式を以て、地方豪族から奪つたものが多いが、この契機となつたものは、吉備の叛乱と磐井の叛乱、とくに後者にあつたと思われる。そこでとくに留意すべきは、古代家族的な構成にたつ豪族であるとともに官人的性格を明確にして中央に重きをなしてかつ、王辰爾を介して日鮮貿易を管理してゐた蘇我氏の吉備における屯倉経営の方式である。畿内の屯倉経営の主導権を握つてゐたのは物部氏であつたので蘇我氏は遠隔の地に屯倉の地を選ばねばならなかつた。この場合、蘇我氏が吉備地方を選んだのは甚だ微妙である。おそらく大和政権の國家的

目的から云えば叛乱後間もないこの地方に対する政治的压迫、蘇我氏じしんにとつては日鮮貿易の通路の確保、この二つを目的としたのであろう。この地に経営せられた屯倉は従来の屯倉より一層進んでいた。すなわち、田令葛城山田直瑞子の下に派遣した帰化人の王胆津によつて、田部の名籍―戸籍が造られたのである。^⑤ このことは常に指摘されてきた周知の事実であるが、従前においては、田部は伴造を介して、つまり旧来の族長層を介して共同体あるいは家族単位に収奪されたのであるが、遠隔の屯倉の耕作民を直接中央にあつて把握するこの方式は、個々の人間を労働力として把握したきわめて徹底的な支配方式であつた。しかもすでにミヤケは永い歴史を以て、広く大和政権の基礎になつていたから、それは直ちに他のミヤケにも及ぼされ、これがそのまま律令制的支配方式への道を拓くものであつたことを評価せねばならないと思う。叛乱の歴史の豊かなこの地方に、蘇我氏がこうした新しい支配の形態を伸ばしたことは、その政治的手腕のするどさを想わせる。蘇我氏が、新しい官人的性格をもつてこの地にのぞんだ支配

形態は、旧くからの在地の共同体的關係に系譜をもつ族長と共同体との連りの間に、国家権力による奴隸制的支配を打ち込んだわけである。この吉備屯倉に集中的にあらわれているように、直接生産者を大和に直屬させられることは、当地方の豪族にとつては共同体と分離することである。デイスボテイズムを確立させる官僚制成立の前提には、その生産關係において豪族あるいは族長層が共同体或は共同体成員と分離されねばならないのであつて、かかる豪族は官僚機構につながらざるをえないわけである。四―七世紀において、中央においては氏族制的な分業組織から官司制へ、地方に対しても部族国家を県としその上に法的擬制的な国が次第に作られつつあつた事情と併考すべきであらう。^⑥

大和政権の政策的確立と国内矛盾の激化は、このように屯倉支配にも新しい方式をうち出したが、こうした動きは皇室及び諸豪族じしんの支配組織と無關係ではないのであつて、それぞれが部民の獲得に奔走し、田荘の拡大に狂奔したのであつた。^⑦ 皇室が大和に直轄領として六県をおき、その一族に、名代・子代といった形で屯倉を固定してい

たことが多くなるのはこうした事情によるのであろう。この動きは激しかった。それは直接生産者の立場から云えば、家父長制家族の維持乃至発展にとつてきびしい桎梏となつたのである。これが農民大衆を、次第に徭役軽減の斗争にかりたてており、それを反映して支配階級内部の斗争・紛争の度もしげくなつてゐる。

こうした全社会的緊張のなかにその後のミヤケは軍事的性格をきわめて明確にせざるをえない。壬申乱の時に倭屯田が、天武側に兵糧を供したことや「……中衛府^⑨作^⑩御田三町……」のように、屯田をながく天皇親衛軍が耕作している事実から考えることができるように倭の屯田は天皇親衛軍の経済的基礎となつていつたようである。屯倉も戦乱にきわめて重要な役割をもつようになつてきたことは、兵庫がたてられた小屯田屯倉^⑪、あるいは深草屯倉^⑫等の例に明らかである。さらに地方官衙であり、現実には地方族長の支配をうけた官家には、刀甲弓矢等が収められていた。これらによつて、支配階級は互に武装した私兵^⑬を以て斗つたのである。こうした斗いの過程のなから、政治的対立と

階級対立は単純化してきた。さいごに蘇我氏を打倒した中大兄皇子らによつて、推古朝に打ち出された政治的動向の上に、ミヤケという支配形態は、大化改新において律令制の一般的な支配形態になつていつたのである。

① 近藤義郎君の教示による。近く「佐良山古群の研究第一冊」に詳細な報告が出る予定とまゐっている。

② 林屋辰三郎氏「継体・欽明朝の内乱」（立命館文学八八号）

③ 安閑紀元年閏一二月条および二年五月条

④ 林屋氏、前掲論文

⑤ 井上光貞氏「大化改新論」一〇頁

⑥ 欽明紀一四年条および三〇年正月条

⑦ 井上光貞氏「部民の研究」(『日本古代史の諸問題』)および「国造制の成立」(『史学雑誌六〇の二』)

⑧ 石母田正氏「天平十一年出雲国大税賑給歴名帳について」(『歴史学研究八の六、八、一一』)にその具体的研究がある。

⑨ 天武紀元年夏五月条

⑩ 大日本古文書一の四一一頁

⑪ 天武紀元年条

⑫ 皇極紀二年一月条

⑬ 北山茂夫氏「壬申の乱」(立命館創立五十周年記念論叢法學篇)に私兵の問題はきわめて精細に描かれている。

六

ミヤケは、古代国家の形成過程において多様な、そして重要な役割を担っていたわけであるが、それは同時に最も端的に階級支配の矛盾をも内包していた。したがって、大化改新の基底に、対ミヤケ策が一貫して貫かれていたことは、こうした視角から理解されねばならないだろう。とくに造籍・里制を媒介として、農民の人身を直接的に把握する徭役労働を根幹とする奴隸制的支配の体系は、ミヤケにおける支配形態をおし進めたものであつた。律令的な官僚制への諸豪族・族長層の編入もこの点を看過しては、その必然性は解き難いであろう。けれども改新において、古代国家の支配体系が完成したとみるのは早計である。改新の土地問題に関する措置においては、屯田・屯倉・官家についてまだそれぞれのニュアンスをのこしている。改新後に官田あるいは食封といつたかたちで、特殊な領有関係が遺されたのは、統一の不十分なことを示している。この点、官家から特にその軍事的性格を抽出捨象するために、兵器

を官営の兵庫に収めたことは重要であろう。それは、国家をそれ以前の社会から区別づける公的権力としての軍事組織を、国家の手中に独占しつつあつたのである。諸豪族・族長のもとにあつて武装していた農民の手から武器はとり上げられていつた。ここに奴隸制的支配はおし進められつつあつたが、こうした激しい収奪は、さらに全社会的な規模において壬申の乱の激発をみなければならなかつたのである。

ミヤケは、律令制下に、本稿の冒頭で述べたように、さまざまなかたちでかけをとどめているが、その多様な形態の本質は、三世紀中葉から六世紀にかけての古代国家の統一過程にまで逆源して、はじめてとらえることができるように考えられるのである。

この小論は、紙数の制限もあつて、やゝ基礎的考察の叙述を省きすぎたように思う。その点については、昨年末より近江野州郡の三宅の調査を少しづつ進めているから、それを更めて糸里制村落との関係においてまとめる予定である。このことを附記してこの小論を閉じたいと思う。

The English Peasantry in the Enclosure Movement

A Study of the Sixteenth Century Yeomanry

by
T. Ochi

This essay is an attempt to provide a more fundamental treatment than has been found hitherto of the Enclosure Movement in our academic circle. It is an attempt to restate the essence of the movement not in the mere typological difference, periodical, geographical and administrative, that has been discussed even among us to some degree, but in that dynamic process of the disintegration of the feudal tenure. Accordingly the question of the statistical estimate of the areas enclosed and of the number of the tenants displaced is not here so concerned with. The most important is, after all, to get the general view of the economic forces at work and of the structure of the legal relationships upon which they operated. While the agricultural revolution of the sixteenth century was in process, legal considerations were largely the determining factor. The legal status of the tenants was not the artificial discrimination of the lawyers, but was often all that lay between prosperity and destitution. In this connection the decisive cause of the decay of the feudal society is to be found not in the realm of economics but in the legal insecurity of the peasantry, especially of the customary tenants who constituted the greatest part of the rural population and that substantial English yeomanry.

Miyake : Its History and its Significance

by
T. Kadowaki

The term *miyake* has been the source of much confusion, but it must be applied, in my view, to three distinct forms of institution——tonden (屯田), tonso (屯倉) and kanke(官家)—— which differed from each other in its historical development and its historical significance. In the formative period of the ancient state of Japan it provided a military

and financial basis upon which the slavery was firmly established. Such a government, however, gave rise to the severe tension between the classes and they witnessed many collisions and civil wars since the latter part of the fifth century. Through these turbulent ages which gave statesmen sleepless nights the miyake was metamorphosed as well, until with the drastic experiments of the Sogas (蘇我) we enter upon a new phase of its development. The so-called Ritsuryo (律令) régime is nothing but the ages which were heralded by such an iron hand of the great lord.

A Study of the Dragon

by

M. Hayashi

One of the most popular patterns of animal in ancient China was the dragon. But the studies in its origins and substance have heretofore made not a few mistakes. In such a study it goes without saying that we have to be aware of the nearest form to the original. On the pre-Han vessels and other remains, we find various kinds of dragon-like figures, but how can we distinguish them from other tiger-like monsters or from the will-o-the-wisps? Hence the archaeological methods become available and I attempted at the iconographical arrangement of dragons in order to be understandable to the significance of the ornaments on the bronzes of the Yin-Chou era. Mentions will be made one after the other on those remains: the stele of the Eastern Han, the mirrors with four sacred animals of cardinal points around the beginning of the Christian era, the mirrors from the Shou-Chou (壽州) district at the beginning of the Han period, the materials from the graves of Kin-ts'un (金村) in the latter part of the period of Warring States, the Li-yu (李峪) finds toward the end of the Ts'ium-Ch'iu era and the objects found at Sin-Ch'eng (新鄭) which belong to a little earlier period. Though I could not discuss more in detail in this brief essay, still it remains for me to confess my contentment that I have become aware of the form of the dragon during the Ts'ium-Ch'iu and those turbulent ages on the Continent.